

入札に関する質疑

件 名	(工事) 7143_ (仮称) 障がい者ケアセンター建設工事 (昇降機設備)		
受付日	質疑		回答
7/18	1	1. 国土交通省発行の『監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任 (2) 監理技術者等の専任期間』に記載がある通り、主任技術者の専任配置は実工期の期間のみとしてよろしいでしょうか。 2. 主任技術者と現場代理人は兼務をしてもよろしいでしょうか。 3. 現場代理人の現場常駐は、常時連絡の取れる体制を実工期内整えることで、常駐不要としてよろしいでしょうか。 4. 昇降機設備工事特記仕様書内一般共通事項 9 に記載の電気保安技術者の配置は必要でしょうか。また配置が必要な場合は非専任でよろしいでしょうか。	1. 配置技術者の専任については、原則として、契約日から工事完成届を本市が受理した日までとなります。「入札説明書 令和7年度 海老名市の入札制度等について 9 主任（監理）技術者の専任期間」をご確認ください。 なお本案件は、工場製作を伴い且つ建物施工の進捗に合わせて現場入場となりますので、契約日から現場入場までの期間については、専任を要しないものとし、専任の開始は契約後に打合せ簿により指示いたします。 2. 可能です。ただし低入札履行案件では兼務はできません。「関連情報」にあります「1 契約関連規定など」の「10 現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置等について」をご確認ください。 3. 常駐となります。「関連情報」にあります「1 契約関連規定など」の「10 現場代理人及び主任（監理）技術者の適正な配置等について」をご確認ください。 4. 電気保安技術者の配置は必要です。また、非専任とします。